

● 交通安全意識の高揚と交通環境の整備による交通事故防止対策の推進

施策目標（PLAN）

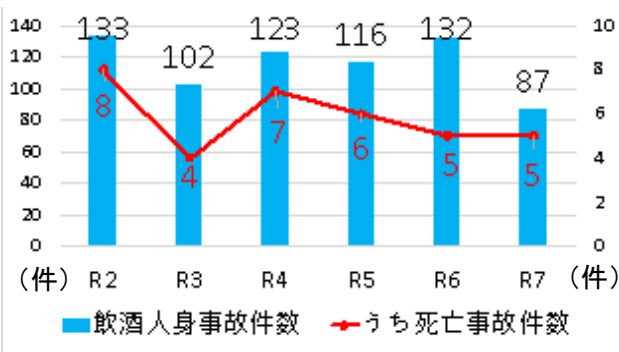
飲酒運転の根絶に向けた取組の推進

実施項目（DO）

- 1 飲酒運転根絶気運の醸成
- 2 飲酒運転及び飲酒運転周辺者三罪の徹底検挙
- 3 安全運転管理業務の周知・指導の徹底

実績（成果）（CHECK）

- 1 飲酒運転による交通人身事故発生件数の推移



○ 飲酒運転による交通事故の発生件数は前年比－45件と大幅に減少した。

- 2 飲酒運転根絶気運の醸成

- (1) コンビニエンスストアとの協力体制の構築や県民から広く情報を受理する専用フォームの活用により、飲酒運転に対する県民の通報意識の向上を図った。
- (2) 全ての警察署に設置された飲酒運転根絶協議会において、関係団体と共に飲酒運転根絶気運の醸成に向けた取組を行ったほか、県と連携し、飲酒運転者の勤務先や飲酒先店舗に対する違反事実等の通知による再発防止の促進及び飲酒運転根絶を宣言する事業所・飲食店の登録拡充を図った。
- (3) 市原刑務所の協力を得て作成した飲酒運転受刑者の手記及び同手記を基に作成した映像教材を活用した啓発活動を推進した。

- 3 飲酒運転及び飲酒運転周辺者三罪の徹底検挙

飲酒運転に関する分析結果や寄せられた情報等をもとに検問やよう撃捜査等を実施し、飲酒運転896件（前年比－117件）、飲酒運転周辺者三罪42件（前年比＋1件）を検挙した。

- 4 安全運転管理業務の周知・指導の徹底

安全運転管理者制度の適正な運用を図るため、安全運転管理者等の業務（酒気帯び確認、交通安全教育等）について安全運転管理者等法定講習や事業所に対する交通安全講話の機会を通じて周知・指導を徹底するとともに、各種広報啓発活動を推進した。

今後の課題及び方針（ACTION）

- 1 課題

- (1) 飲酒運転の根絶に向けては、県警はもとより、県、市町村、関係機関・団体が「飲酒運転を根絶する」という強い意識を持ち、より連携を強化する必要がある。
- (2) 「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」という県民意識の定着を図るため、飲酒運転の根絶に関する教育や知識の普及啓発活動をより一層推進する必要がある。

- 2 方針

引き続き、飲酒運転及び周辺者三罪の取締りを強化するほか、関係機関・団体と連携し、飲酒運転の根絶に向けた対策を推進する。